附則減免額審査方法

一、組合設立當初であり且又純眞なる組合を以て昭和七年度に限り地主より特に耕作者へ六合を寄贈し壹分を組合へ寄贈すること

二、減免調停申出ありたる時は委員長及委員に於て其の實地を調査し公平なる見地の基に減免率を決定す

三、調停終了したる時委員長は其の減免決定額を各關係者に通報す

四、組合員外の調停に付ては兩者了解の下に申出ありたる時調停を行ふ

五、總て審査は平年作を基準として其の率を決定す

六、審査は數枚の田を一團として平均減免を爲さず各別に其の減免率を審査決定す

財團法人 協調會福岡出張所

社團法人 協調會福岡出張所